

**都市公園および公園施設の設置基準ならびに移動円滑化のために必要な
特定公園施設の設置基準に関する函館市都市公園条例の一部改正について**

1 条例制定の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により「都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）」および「高齢者，障害者等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）」（以下「移動等円滑化法」という）の一部が改正され，これまで国が一律に定めていた都市公園および公園施設の設置基準，移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準の一部を本市の条例で定めることとされました。

このため，現行の国の基準（都市公園法施行令等）の内容を踏まえて，函館市都市公園条例（昭和 33 年 3 月 15 日条例第 5 号）」の一部を改正するものです。

2 条例へ委任される現行の基準と本市の考え方

(1) 条例への委任方法（法令上の制約）

条例の改正にあたっては，国が示した政令等を参照して，地域の実情に応じて基準を制定することとされています。

基準の制定にあたっては，国が示す政令および省令の基準が，「従うべき基準」型，「標準」型，「参酌すべき基準」型のいずれかによって，市独自の内容を定めることができるかが定められています。

基準の類型（基準を条例で定めるにあたっての法令上の制約）

区分	従うべき基準	標準とすべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参照しなければならない基準
	条例の内容は，法令の「従うべき基準」に従わなければならない。	条例の内容は，法令の標準を標準とする範囲でなければならない。	条例の制定にあたっては，法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない。
条例で異なるものを定めることの許容の程度	「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが，当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。	「標準」を標準としつつ，合理的な理由がある範囲内で，地域の実情に応じた内容を定めることはできる。	「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば，地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される。

(2) 本市が条例で定めることとなる基準

【都市公園法に関する事項】

国が示す政令および省令の基準	条例への委任方法	本市条例の考え方
都市公園の設置基準 (都市公園法第3条)	参酌すべき基準	本市の実情に現行基準と異なる基準を定める事情や特性はないと判断することから、国の基準と同内容を定めることとします。
住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準 (都市公園法施行令第1条の2条)		
都市公園の配置および規模の基準 (都市公園法施行令第2条)	参酌すべき基準	
公園施設の設置基準 (都市公園法第4条)	参酌すべき基準	
公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等 (都市公園法施行令第6条)	参酌すべき基準	

【移動等円滑化法に関する事項】

国が示す政令および省令の基準	条例への委任方法	本市条例の考え方
特定公園の定義 (移動等円滑化法第2条13)	参酌すべき基準	本市の実情に現行基準と異なる基準を定める事情や特性はないと判断することから、国の基準と同内容を定めることとします。
特定公園施設 (移動等円滑化法施行令第3条)		
公園管理者等の基準適合義務等 (移動等円滑化法第13条)	参酌すべき基準	国の基準を基本としながら、函館市福祉のまちづくり条例施行規則と整合を図った内容を定めることとします。
特定公園施設の設置に関する基準 (移動等円滑化法省令第1条から第13条まで)	参酌すべき基準	

(3) 参考資料

- ア 都市公園法（抜粋）／都市公園法施行令（抜粋）
- イ 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（抜粋）／
移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令
- ウ 函館市福祉のまちづくり条例／函館市福祉のまちづくり条例施行規則（抜粋）

4 施行日

- ・平成25年4月1日を予定しています。